

豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）がエネルギー価格の高騰による光熱費高騰の影響下にあることを受け、予算の範囲内で支援することにより、経営の安定化を図り、これをもって介護サービス及び障害福祉サービス（以下「サービス」という。）の安定的な提供体制を維持することを目的とする。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援事業者」という。）は、令和7年3月1日において、別表第1に掲げる事業所等を市内に設置し、かつ、当該事業所等においてサービスを提供するものであって、市長が適当と認めるものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表第1のサービス種別の欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 入所系及び通所系 別表第1の補助単価の欄に規定する額に同表の単位の欄に規定する数を乗じて得た額

(2) 訪問系、相談系及び地域活動支援センター 44,000円

(支援金の交付申請及び実績報告)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1）（以下「交付申請書兼実績報告書兼請求書」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定の通知)

第6条 規則第5条第2項の規定による支援金の交付決定の通知及び規則第11条の規定による支援金の額の確定の通知は、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2）（以下「決定通知書兼

確定通知書」という。) によるものとする。

(支援金の請求)

第7条 前条の規定による支援金の交付決定の通知を受けた支援事業者が提出した交付申請書兼実績報告書兼請求書をもって、請求があったものとする。

(支援金の交付の条件)

第8条 規則第6条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 支援事業者が、本市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が当該事業所等の役員となっていないこと。
- (3) 支援事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) 支援金の交付は、この要綱の施行の日からこの要綱が失効するまでの期間において、事業所等に対し、1回限りとすること。
- (5) その他市長が必要と認める条件を満たしていること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、支援事業者が、決定通知書兼確定通知書の交付を受けた日から10日以内に書面により行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年6月30日をもって、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき同日までになされた交付申請については、同日後においても、なおその効力を有する。

別表第1（第2条、第3条及び第4条関係）

事業区分	サービス種別		補助単価	単位
介護区分	入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護（空床型を除く。） ※介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項（同法第115条の11で準用する場合を含む。）により指定があったものとみなされる事業所等は含まない。	8,000円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の定員は、「宿泊サービス」の定員とする。
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション ※介護保険法第71条第1項（同法第115条の11で準用する場合を含む。）により指定があったものとみなされる事業所等は含まない。 ※各介護予防サービスを含むとともに、「通所介護」には介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」の指定を受けたものを含む。	3,000円	定員数

	訪問系	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、福祉用具貸与事業所、居宅療養管理指導事業所 ※介護保険法第71条第1項(同法第115条の11で準用する場合を含む。)により指定があったものとみなされる事業所等は含まない。	44,000円	事業所
障害福祉区分	入所系	短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練	8,000円	定員数
	通所系	療養介護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	3,000円	定員数
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	44,000円	事業所
	相談系	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	44,000円	事業所
	地域活動支援センター	地域活動支援センター	44,000円	事業所